

原議保存期間10年
(平成29年12月31日まで)

各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長

警察庁丙国捜発第5号
平成19年1月18日
警察庁刑事局長

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約について（通達）

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約（平成19年条約第1号（別添参照））については、平成18年1月20日に署名が行われ、平成18年12月27日に大韓民国との間で批准書の交換が行われたことにより、平成19年1月26日から効力を生ずることとなった。この条約の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにするとともに、犯罪捜査のためにこの条約を積極的に活用されたい。

記

1 条約の概要

この条約は、刑事に関する共助の分野における我が国と大韓民国（以下「韓国」という。）との間の協力を一層実効あるものとし、そのような協力が我が国及び韓国において犯罪と戦うことに貢献することを目的として締結されたものであり、我が国が締結する二国間の刑事共助条約としては、米国との間に次いで二番目のものとなる。この条約の概要は次のとおりである。

- (1) 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること等、条約に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。（第1条）
- (2) この条約に規定する任務を行う中央当局として、我が国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらが指定する者を、韓国は法務部長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定すること等について定める。（第2条）
- (3) 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第3条）
- (4) 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第4条）
- (5) この条約に基づき請求された共助の実施のため、被請求国は当該共助を条約の関連規定に従って速やかに実施すること、被請求国の権限のある当局はその権限の範囲内で可能なすべてのことを行わなければならないこと、

被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。(第5条)

- (6) 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第6条)
- (7) この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件について請求国に課される使用目的の制限及びこれらに関する請求国の秘密保全等について定める。(第7条)
- (8) この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関し被請求国の中央当局が付した条件に請求国が従わなければならないこと等について定める。(第8条)
- (9) 証言、供述又は物件の取得について定める。(第9条)
- (10) 人、物件又は場所の見分について定める。(第10条)
- (11) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第11条)
- (12) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供について定める。(第12条)
- (13) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達について定める。(第13条)
- (14) 拘禁されている者の身柄の移動であって証言の取得その他の目的のためのものであつて定める。(第14条)
- (15) 裁判上の文書の送達について定める。(第15条)
- (16) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続についての共助について定める。(第16条)
- (17) この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対し、共助を要請し又は実施することを妨げるものではないことについて定める。(第17条)
- (18) 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議することについて定める。(第18条)
- (19) この条約の批准、効力発生及び終了について定めるとともに、この条約の効力発生の日の前又は以後に行われた行為に関連する共助の請求についてこの条約を適用することについて定める。(第19条)

2 留意事項

(1) 我が国による請求関係

ア 共助については、条約その他の国際約束がない場合には国際礼讓に基

づいて行われているが、この条約の締結により、我が国が請求する共助が韓国において一層確実に実施されることを確保することができること、韓国に対する共助の請求を依頼するに当たっては、この条約の積極的な活用を図ること。

イ これまでの共助は、外交上の経路を通じて要請することが一般的であったが、この条約の締結により、共助に関する連絡を各国の指定する中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待される。我が国による請求については、警察官又は皇宮護衛官により送付された請求に関連する中央当局は、国家公安委員会又は国家公安委員会が指定する者となる。国家公安委員会は、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を中央当局として指定したので、警察庁刑事局の所掌に属する事件に関してこの条約に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。警察庁刑事局の所掌に属する事件以外の事件に関してこの条約に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁主管課を経由して警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。（第2条関係）

なお、共助の請求を依頼するに当たっては、韓国に対する請求の不必要な重複を避けるため、事前に事件を担当する検察官と所要の連絡を行っておくこと。

ウ この条約に基づく共助の請求に当たっては、条約第4条2に掲げる事項を通報すること及び同条3に掲げる事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報することとされているところ、共助の請求の依頼に当たり留意すること。（第4条関係）

エ 条約第13条1に規定する招請についての伝達に係る共助の請求を依頼した場合であって、当該招請に従って出頭することに同意した者に対して出頭が必要でなくなった旨を通知したとき、当該者が我が国から離れた後、任意に我が国に戻ったことを認知したとき又は当該者が出頭期日に出頭しなかったときは、直ちに警察庁国際捜査管理官に報告すること。（第13条1及び同条3関係）

オ 条約第13条2は、同条1に規定する招請に従って我が国の関係当局に出頭することに同意した者は、韓国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、我が国の領域内に拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならないと規定しているので留意すること。同条1に規定する招請に従って我が国の関係当局に出頭することに同意した者については、同条3(1)に従い保護措置が終了している場合を除き、同人が韓国を離れる前の行為を理由としてその身柄を拘束した場合には、直ちに同人を釈放し、警察庁国際捜査管理官に報告すること。（第13条2及び同条3関係）

カ この条約は、この条約の効力発生の日の前に行われた行為に関連する共助の請求についても適用されるどころ、共助の請求の依頼を検討するに当たり留意すること。（第19条関係）

(2) 韓国による請求関係

この条約に基づく韓国による共助の請求については、法務大臣又は法務大臣が指定する者が中央当局となるが、共助の実施は条約上の義務であり、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）に基づいて行うこととなるので留意すること。

(本件担当)

刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約

日本国及び大韓民国は、

刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、
そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

- (1) 証言、供述又は物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）
- (2) 人、物件又は場所の見分

- (3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
- (4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
- (5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達
- (6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの
- (7) 裁判上の文書の送達
- (8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
- (9) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局で合意されたもの

第二条

- 1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。大韓民国については、中央当局は、法務部長官又は同長官が指定する者とする。
- 2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
- 3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。

第三条

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合

(5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助をすることができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該

条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。

この場合には、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

- (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
- (2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求国の関係法令の条文
- (3) 請求する共助についての説明
- (4) 請求する共助の目的についての説明

3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

- (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定、国籍及び所在地に関する情報
- (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表
- (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
- (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報
- (9) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明
- (10) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
- (11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

- (12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報
- 4 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助を実施する上でこの条約上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。

第五条

- 1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。
- 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後に付することができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条

1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要す

るすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。

2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1 請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定めるその他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

第八条

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求国は、強制措置（搜索又は差押えを含む。）をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び自国の法令の範囲内で、当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。

(2) 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の手続に關して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を請求国の中央当局に提供する。

第十条

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する

る情報を含む場合に限る。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十一条

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

1 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第十三条

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中央当局は、自国が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体的自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の捜査以外のいかなる捜査についても協力することを強制されない。

3 (1) 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

- (a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された後十五日が経過した時
- (b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつてはその時

(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合（やむを得ない事情によるときを除く。）にあつてはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

4 この条に規定する出頭の招請に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十四条

1 証言の取得その他の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。

2 (1) 請求国は、被請求国が1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える

場合を除くほか、当該者を拘禁する。

(2) (a) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請求国に直ちに送還する。

(b) 被請求国の中央当局が、請求国の中央当局に対し、当該者について、被請求国の法令上拘禁の必要がなくなったことを通報した場合には、請求国は、当該者を被請求国に直ちに送還する。

(3) 請求国によって当該者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

3 この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合は、この限りでない。

4 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかなる問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十五条

- 1 被請求国は、送達のために請求国から送付された裁判上の文書の送達を実施する。
- 2 請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも四十五日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。
- 3 被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従って裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。
- 4 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であつて請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。ただし、この規定は、請求国がその後、被疑者又は被告人に対し、それらの者が裁判上の文書に従わなかったことを考慮して、自国の関係当局への出頭を確保するため自国内において強制措置をとることを妨げるものではない。

第十六条

1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2 1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。

第十七条

この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第十八条

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第十九条

- 1 この条約は、批准されなければならない。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 3 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求（当該請求がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。
- 4 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千六年一月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書三通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

麻生太郎

大韓民国のために

羅鍾一